

# 生垣づくりのすすめ

生垣は、あなたの家を美しくするばかりでなく、“緑あふれるまちなみ”をつくってくれます。

また、地震に際してもブロック塀などのような倒壊の危険がありません。

## 対象となるのは

次の①～⑤の条件を全て満たすものとします。

- ①本市に所在する住居、事務所等。
- ②新たに生垣(注1)を設置する場合。
- ③敷地が、国・県・市道か、その他建築基準法上の道路(注2)に3m以上面し、その部分に設置するもの。
- ④樹木の高さが1.2m以上、延長1mあたり2本以上植えるもの。
- ⑤5年以上保全すること。

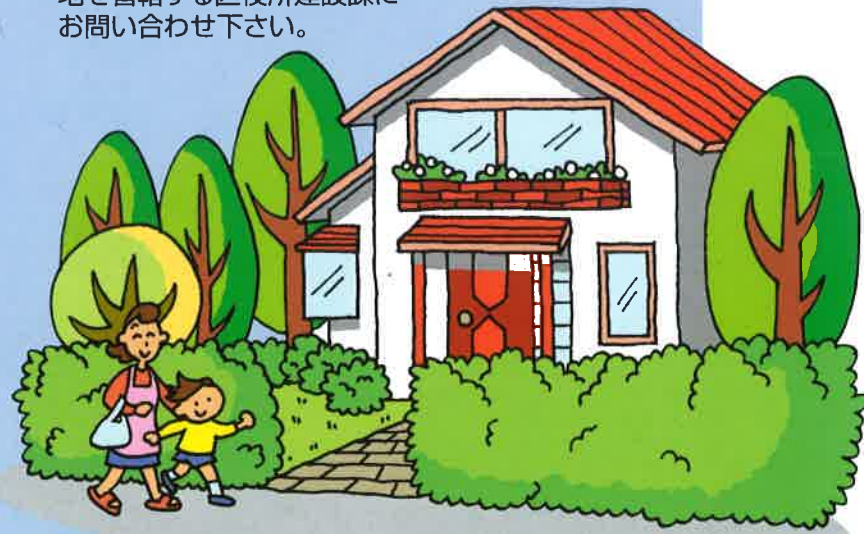
## ブロック塀等の撤去を併せて行なう場合は撤去費用も助成します。

次の①、②の条件を全て満たすものとします。

- ①ブロック塀等を撤去し、そこに生垣を設置し、その延長が3m以上であること。
- ②ブロック塀等はおおむね0.4m以下に取り壊すこと。

注1 生垣…樹木の高さがほぼ均一で、列状に植栽されているもの。

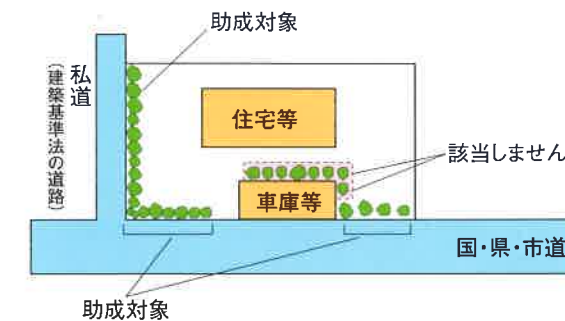
注2 建築基準法上の道路の確認については設置する住所を管轄する区役所建設課にお問い合わせ下さい。



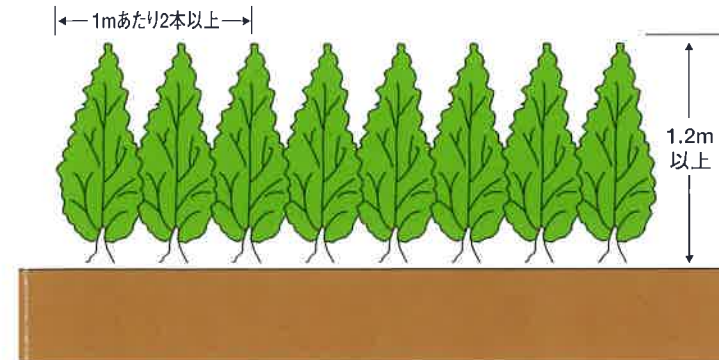
## 助成額

- 生垣設置、ブロック塀取り壊しそれぞれ1mあたり、3,000円を限度とし、1件につき90,000円を限度とします。

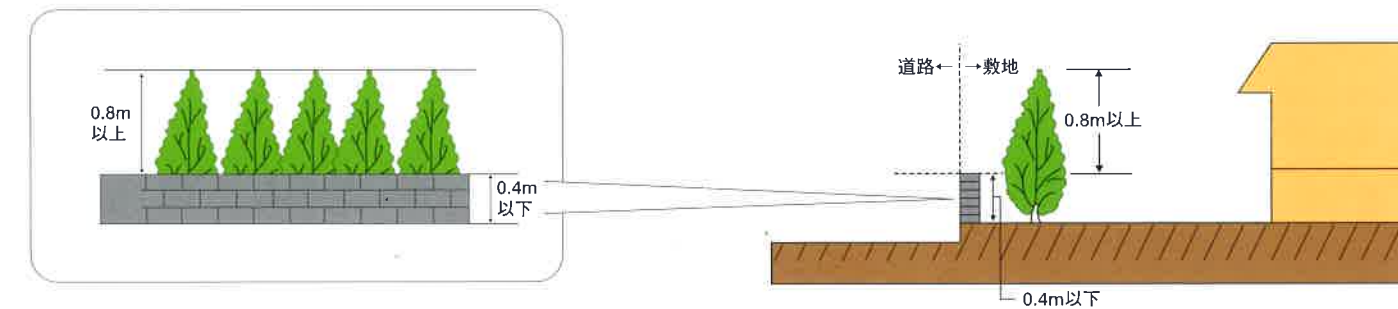
## 助成の対象



敷地が、国・県・市道か、その他建築基準法上の道路に3m以上面し、その部分に設置するもの。



樹木の高さが、1.2m以上で、延長1mあたり2本以上植えるもの。



ブロック塀等はおおむね0.4m以下に取り壊すこと。また、生垣新設についても、生垣の道路側前面に塀等がある場合はおおむね0.4m以下であること。

## 助成金をうけるには

